

二 特別積立金

三 職員退職給與積立金

第四十條 普通積立金ハ資本ノ缺損ノ填補ニ充ツ

普通積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘金ノ五分

ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ但シ普通積立金ノ額ガ資本ノ四

分ノ一ノ額ニ達シタルトキハ十分ノ一迄下ルコトヲ得

第四十一條 特別積立金ハ災害等ニ因リテ生ズルコト

アルベキ特別ノ損失ノ填補ニ充ツ

特別積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘金ノ十分

ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第四十二條 職員退職給與積立金ハ之ヲ職員退職給與

金ノ資ニ充ツ

職員退職給與積立金ノ積立ハ毎事業年度ニ於テ剩餘

金ノ二十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第四十三條 特別積立金及職員退職給與積立金ハ評議

員ニ諮問シテ之ヲ一時他ノ目的ニ使用スルコトヲ得

第四十四條 本營團ハ第三十九條ノ規定ニ依ル積立金

ノ外必要ニ應ジ目的ヲ定メテ積立ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 剩餘金中ヨリ第三十九條及前條ノ規定ニ

依ル積立金ヲ控除シタル殘額ハ之ヲ配當金及繰越金

ト爲スモノトス

第四十六條 剩餘金ノ配當ハ拂込ミタル出資額ニ對シ

年三分五厘ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

第四十七條 剩餘金ノ處分ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ

之ヲ行フ

第四十八條 本營團ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘

裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 感債、地方債又ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケタル有

價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト

爲スコト

第四十九條 理事長ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於

テ財産目録、貸借對照表、損益計算書及業務報告書

ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クモノトス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ

閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第七章 定款ノ變更

第五十條 本定款ヲ變更セントスルトキハ評議員總數

ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得タル上厚生大臣ノ認可ヲ

受クルモノトス

興亞院官制中改正並興亞鍊成所規

程ノ公布

興亞鍊成所ノ設立に伴フ興亞院官制中ノ一部改正は

昭和十六年四月二十一日付官報を以て公布を見たが之

を掲ぐれば次の如くである。

興亞院官制中改正 (昭和十六年四月十九日 勅令第四百六十三號)

興亞院官制中左ノ通改正ス

第二十一條 興亞院ニ興亞鍊成所ヲ置キ支那ニ於ケル

政治、經濟又ハ文化ニ關スル業務ニ従事スル者ニ對

シ必要ナル鍊成ヲ施ス

第二十二條 興亞鍊成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

鍊成官

鍊成官補

屬

所長ハ鍊成官ヲ以テ之ニ充ツ

專任二人 兼任一人

第二十三條 興亞鍊成所長ハ總裁ノ指揮監督ヲ承ケ所

務ヲ掌理ス

第二十四條 興亞鍊成所鍊成官ハ上官ノ命ヲ承ケ鍊成

ヲ掌ル

第二十五條 興亞鍊成所鍊成官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

鍊成ニ従事ス

第二十六條 興亞鍊成所屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ

従事ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

興亞鍊成所規程 (昭和十六年四月二十二日 勅令第四百六十八號)

興亞鍊成所規程左ノ通定ム

興亞鍊成所規程

第一條 興亞鍊成所ノ所生ノ定員ハ六十名トス

第二條 興亞鍊成所ノ鍊成期間ハ十三月トス

第三條 興亞鍊成所ノ鍊成ハ訓育、術科教育及學科教

育トシ鍊成綱領ハ興亞院總裁之ヲ定ム

第四條 興亞鍊成所ニ入所スベキ者ハ專門學校卒業程

度以上ノ學力ヲ有シ官衙、學校、會社又ハ團體ノ長

ノ推薦シタル者ノ中ヨリ興亞院總裁之ヲ選定ス

第五條 興亞鍊成所ノ所生ニハ在所中豫算ノ範圍内ニ

於テ食費及修學旅行費ヲ給ス

前項ノ外鍊成ニ必要ナル被服及物品ヲ貸與又ハ給與

スルコトアルベシ

第六條 本規程ニ定ムルモノノ外所生鍊成上必要ナル

事項ハ興亞院總裁ノ認可ヲ經テ所長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則